平成２８年（フ）第１５９号
岡山市南区福田62番地３グレーシア福田202
債務者　有本富士男
1　決定年月日時　平成28年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０号
大分県中津市262番地４
債務者　山本　恵美
1　決定年月日時　平成28年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月18日午後１時20分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２３５９号
神奈川県大和市深見西８丁目８番26号
債務者　塚本満奈美（旧姓青田）
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４１８号
神奈川県大和市西鶴間４丁目13番21号
債務者　青木　　晃（旧姓山添）
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５５６号
横浜市磯子区馬場町12番16号　コーポＭ201号
債務者　石渡亜理奈
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５７７号
神奈川県茅ヶ崎市十間坂１丁目10番27号　アザレア湘南201号
債務者　小澤　隆佳
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６３２号
横浜市泉区下和泉１丁目５番12号　フレグランス・アカシヤＢ102号
債務者　石井　　聡
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６４４号
横浜市港南区丸山台１丁目10番11―202号
債務者　宮本　正二
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８９３号
神奈川県藤沢市西富１丁目３番18号
債務者　須永　剛志
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９１４号
神奈川県大和市下鶴間700番地２
債務者　藤田　美香（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９２８号
横浜市都筑区佐江戸町268番地　グリーンパレスオガワ205
債務者　宇佐美良高
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９２９号
横浜市都筑区佐江戸町268番地　グリーンパレスオガワ205
債務者　宇佐美朋枝
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９３０号
横浜市鶴見区下野谷町１丁目35番地　あさひ荘２－８
債務者　坂本　聖一
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９３１号
横浜市栄区小菅ケ谷２丁目18番10―２号　シエロ101
債務者　高木　悠太
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３３号
栃木県栃木市藤岡町大前1219番地１　プラウドコートⅡ102
債務者　田名網里実
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月９日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第４０５号
東京都町田市小山町219番地１パークフルール101
債務者　相澤　　桂
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月25日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部